

新聞に就

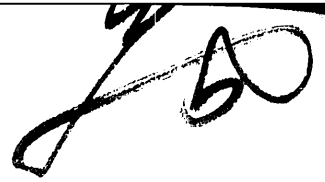
# 行断を

相眞の業罷員業

なる事未だ聴き其度と道詰し或は覺悟し小策と平する等彼等の慣用手段を察  
 察し了つた  
 仄聞する外は據れど兩派は同意やまと新聞社の整理を取行し在札付の男で其を  
 やまと経費が如何に窮乏に陥りつゝあるかは同工流方も傳聞されたことであ  
 らう  
 惟ふに彼等は却て金の無い時は彼等は皆本家ではない諸君と共に萬朝報社の  
 一員として唯萬朝報社の盛衰を己が為め共存共栄の精神を以て努力してあると人  
 間きといふ尤もらしい言葉を使つて一時を糊塗して居るといふ事ではない  
 吾々は露骨に云ふに生括の爲めの分働は萬朝報社に在る間は唯萬朝報社の興隆  
 盛大が榮枯だ、社長重厚は其の先で金と自由は言を換へる事か出まらなから  
 吾々は長谷川、石井、雨宮等その人物と萬朝報とは別個のものとして考へたい彼  
 等を信するは是らざる偽紳士として此は吾等の信末に出来たりである  
 足跡ある歴史を有する萬朝報と二三の野ん家はよつて蹂躪せられ、あるこ  
 とと悲しむべきである  
 二十三日より吾等會員は断乎として社業を中止しをうで、二十三日は木村政次郎  
 の手をかり、四頁を出し、二十四日はやまとは四頁、二十五日は水産は二  
 刊は同は金にせざるため四頁となつて朝刊を出した、毎日朝々して幸ふらして  
 吾等酒しある  
 同工流志は吾々は彼等一日強ふれば一日だけ彼等の命令が統りて行く、そして  
 吾等の力がそれ外大々減退せられる訳だから、此の向の事情を緊密して一層の力  
 を盡さんよ

昭和四年四月二十六日

● 印刷部 整版部一同  
 ● 印刷部 機械部一同  
 ● 印刷部 鉛版部一同



勞秘第八二の號

昭和四年五月六日

警視總監 宮田光雄

寫

内務大臣 望月圭介 殿  
 社會局長 官 殿  
 大阪・神奈川各府縣知事 殿

台第	4. 5. 9
	520

萬朝報社ノ勞働爭議ニ関スル件 (第二報)

要旨 事業主側ハ賃金支拂ノ解雇ヲ一括處置セントシ勞働者側ハ先ツ賃金支拂ヲ爲ス

ハツ主張ス

標記勞働爭議ニ就テハ既報ノ通りナルカ其後ノ經過左